

- ・生活保護法
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

医療扶助の手引（助産・施術）

令和5年7月

旭川市福祉保険部

目 次

第 1	助産機関及び施術機関の指定等	2
1	指定助産機関及び指定施術機関制度	
2	指定申請手続	
3	指定の際の留意事項	
4	指定医療機関の届出事項	
第 2	施術の給付	4
1	給付方針	
2	給付事務の流れ	
3	柔道整復師の施術料金の算定方法	
4	あん摩・マッサージの施術料金の算定方法	
5	はり・きゅうの施術料金の算定方法	
第 3	指定助産機関及び指定施術機関に対する指導及び検査	1 1
1	指定助産機関及び指定施術機関に対する指導	
2	指定助産機関及び指定施術機関に対する検査	
3	検査後の措置等	
資 料		1 3
	・生活保護法（抄）	
	・生活保護法施行令（抄）	
	・生活保護法施行規則（抄）	
	・指定医療機関医療担当規程	
	・生活保護法第 5 2 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬	
	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抄）	

各種様式等は市ホームページからダウンロードすることができます。

【ホーム＞くらし＞健康・福祉・衛生・ペット＞生活の支援＞生活保護＞各種様式等（医療）】

第 1 助産機関及び施術機関の指定等

1 指定助産機関及び指定施術機関制度

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「生活保護法等」とします。）による医療扶助・医療支援給付は、旭川市長が要保護者助産又は施術診療を、指定された助産機関又は施術機関に委託して給付する方式をとっています。

旭川市内に所在地がある助産機関及び施術機関は、中核市の長である旭川市長が生活保護法等指定助産機関又は施術機関の指定をします。

2 指定申請手続

新たに指定を受けようとする助産機関及び施術機関は、旭川市（生活支援課医療介護係）に備え付けてある「生活保護法等指定助産機関・施術機関 指定申請書」及び「生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）に該当しない旨の誓約書」に必要事項を記載し、各助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の免許証の写しを添付のうえ、提出してください。

生活保護法等により指定したときは、指定した旨の通知書（指令書）を交付するとともに、指定の告示を行います。

3 指定の際の留意事項

助産機関及び施術機関から指定申請があった場合は、次の留意事項に基づき指定します。

- （１）生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）のいずれにも該当しないこと。
- （２）出産扶助に基づく助産又は医療扶助に基づく施術について理解を有していると認められるもの。
- （３）助産機関及び施術機関については、指定の有効期間は定めず更新は要しないものとする。

4 指定助産機関及び指定施術機関の届出事項

指定を受けた助産機関及び施術機関に次のような事由が生じた場合、それぞれの所定用紙に必要事項を記載のうえ、旭川市（生活支援課医療介護係）に提出してください。

届 出 を 要 す る 事 項	所 定 用 紙
① 譲渡、個人⇄法人の変更、法人種類の変更等により開設者が変更した場合 ② 指定助産機関及び指定施術機関の所在地が変更した場合	指定申請書 誓 約 書 廃 止 届
① 指定助産機関及び指定施術機関の名称を変更した場合 ② 指定助産機関及び指定施術機関の所在地が地番整理等により変更された場合 ※ 法人の代表者の変更については届出不要	変 更 届

① 指定助産機関及び指定施術機関の開設者が死亡，失そうの宣告を受けた場合 ② 指定助産機関及び指定施術機関の開設者が当該業務を廃止した場合 ③ 指定助産機関及び指定施術機関生活保護法第55条第2項において準用する第49条の2第2項各号（第1号，第4号ただし書，第7号及び第9号を除く。）のいずれかに該当した場合	廃 止 届
① 天災・職員の辞職等により，指定助産機関及び指定施術機関が正常に助産又は施術を担当できない状態になったが，当該指定助産機関及び指定施術機関の開設者が，復旧・補充等により業務の再開をする意思と能力を有する場合 ② 指定助産機関及び指定施術機関の開設者が，自己の意志により当該指定助産機関及び指定施術機関の業務を休止した場合	休 止 届
① 休止した指定助産機関及び指定施術機関を再開する場合	再 開 届
① 他法による処分を受けた場合	処 分 届
① 指定助産機関及び指定施術機関の指定を辞退しようとする場合（30日以上予告期間が必要です。）	指定辞退届

第2 施術の給付

1 給付方針

施術の範囲は「柔道整復」、「あん摩・マッサージ」、「はり・きゅう」であり、必要最小限度の施術を原則として現物給付します。

	柔道整復	あん摩・マッサージ	はり・きゅう
医 師 の 同 意	打撲又は捻挫の患部の手当をする場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は不要。ただし、応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合は必要。	必 要	必 要
同意の確認方法	要否意見書の医師同意欄による。	要否意見書の医師同意欄による。ただし、脱臼又は骨折の患部以外に施術をするときは当該施術の要否に関する診断書をもって同意書に代えることができる。 なお、引き続き6か月を超えて施術を必要とする場合（変形徒手矯正術の場合を除く。）は、施術報告書を医師へ交付し、再同意を得る必要がある。	要否意見書の医師同意欄又は当該施術の要否に関する診断書による。 なお、引き続き6か月を超えて施術を必要とする場合は、施術報告書を医師へ交付し、再同意を得る必要がある。
給付要否意見書の医師意見欄の記載方法	施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地及び同意年月日を記載したものでも可。（この場合の前提としては、施術者が同意を得た旨が施術録に記載されていることが必要である。）	医師が当該施術に係る意見を記載する。	
往 療 料	下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できる。（単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できない。）	歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できる。（治療上真に必要があると認められる場合に支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には支給できない。）	
承 認 期 間	引き続き3か月を超えて必要とするときは、第4月以降の要否について、給付要否意見書により検討する。以後3か月を経過するごとに同様の手続をとる。	引き続き6か月を超えて必要とするときは、第7月以降の要否について、給付要否意見書により検討する。以後6か月を経過するごとに同様の手続をとる。	

はり・きゅうについては、慢性病であって、医師による適当な治療手段がないものを対象としますが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病に係る施術は、給付の対象とはなりません。

あん摩・マッサージは、施術を受けようとする患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージ施術が絶対不可欠である場合に限り認められ、単なる肩こり又は慰安のための施術は認められません。

なお、施術（「柔道整復」、「あん摩・マッサージ」、「はり・きゅう」）を行うに当たり、現に指定医療機関において診療を受けている者については、当該指定医療機関の意見を求めたうえで要否を決定します。

2 給付事務の流れ

- (1) 被保護者から施術の申請があった場合、旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員が指定施術機関へ給付要否意見書を発行する。
- (2) 指定施術機関から給付要否意見書が返送された後、嘱託医協議を経て旭川市（保護第1・2・3課）で給付の要否を検討、要と認められる場合は、地区担当員が施術券（施術報酬請求書）発行のための生活保護システム入力処理を行う。
- (3) 生活支援課医療介護係において、毎月末に施術券（施術報酬請求書）を一括発行し、指定施術機関に発送する。
- (4) 指定施術機関から施術券（施術報酬請求書）が返送された後、生活支援課医療介護係で請求金額を確認し、地区担当医に配付しそれぞれが施術料の認定処理を行う。
- (5) 地区担当員が認定処理が行ったものを、生活支援課医療介護係において毎月末に一括して締め処理を行い、施術料の現物給付処理を行う。
- (6) 施術料は、指定施術機関の指定する口座に振込をする。

3 柔道整復師の施術料金の算定方法（令和4年10月1日現在）

柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 初検，往療及び再検

初 検 料	1, 5 2 0 円
初検時相談支援料	1 0 0 円
往 療 料	2, 3 0 0 円
再 検 料	4 1 0 円

- 注（１）当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあつての加算金額は3,120円とする。
- （２）初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。
- （３）往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
- （４）夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注（３）による金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。
- （５）2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
- （６）片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- （７）往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できないこと。
- （８）再検料の算定は、初回後療日に限る。

2 骨折

骨 折	整 復 料	後 療 料
1 鎖 骨	5, 5 0 0 円	} 8 5 0 円
2 肋 骨	5, 5 0 0 円	
3 上 腕 骨	1 1, 8 0 0 円	
4 前 腕 骨	1 1, 8 0 0 円	
5 大 腿 骨	1 1, 8 0 0 円	
6 下 腿 骨	1 1, 8 0 0 円	
7 手 根 骨・足 根 骨	5, 5 0 0 円	
8 中手骨，中足骨，指（手，足）骨	5, 5 0 0 円	

注（１）関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。

（２）医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1,090円とする。

3 不全骨折

不全骨折		固定料	後療料
1	鎖骨，胸骨，肋骨	4,100円	720円
2	骨盤	9,500円	
3	上腕骨，前腕骨	7,300円	
4	大腿骨	9,500円	
5	下腿骨	7,300円	
6	膝蓋骨	7,300円	
7	手根骨，足根骨，中手骨，中足骨，指(手，足)骨	3,900円	

注 医師により後療を依頼された場合で，拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。

4 脱臼

脱臼		整復料	後療料
1	顎関節	2,600円	720円
2	肩関節	8,200円	
3	肘関節	3,900円	
4	股関節	9,300円	
5	膝関節	3,900円	
6	手関節，足関節，指(手，足)関節	3,900円	

注 脱臼の際，不全骨折を伴った場合は，脱臼の部に準ずる。

5 打撲及び捻挫

打撲及び捻挫		施療料	後療料
1	打撲	760円	505円
2	捻挫		

注 (1) 不全脱臼は捻挫の部に準ずる。

(2) 施術料は，次に掲げる部位を単位として算定する。

(打撲の場合)

頭部，顔面部，頸部，胸部，背部（肩部を含む），上腕部，肘部，前腕部，手根・中手部，指部，腰臀部，大腿部，膝部，下腿部，足根・中足部，趾部

(捻挫の場合)

頸部，肩関節，肘関節，手関節，中手指・指関節，腰部，股関節，膝関節，足関節，中足趾・趾関節

備考

- 後療において強直緩解等のため，温罨法を併施した場合には，1回につき75円を，また施術効果を促進するため，柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には電療料として，1回につき30円を加算する。ただし，いずれの場合であっても，骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間，脱臼，打撲，不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間については，当該加算を行わないものとする。
- 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては，その受傷の日から起算して7日間に限り，脱臼の場合にあっては，その受傷の日から起算して5日間に限り，打撲又は捻挫の場合にあっては，受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は，1回につき85円を加算する。

- 3 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
- 4 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について所定料金（備考3により算定されたものを含む。）の100分の80に相当する額により算定する。
- 5 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあつては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3及び備考4による方法に代えて、あらかじめ旭川市長に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。
- 6 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上、金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に1,000円を加算する。
- なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に1,000円を加算できることとする。
- 7 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。
- （1）負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1か月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。
- （2）当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できる。
- （3）部位、回数に関係なく1日320円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。
- 8 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、指定医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。
- 9 患者から本人支払額の支払いを受けるときは明細書が無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書が無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書が無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、13円を算定する。

実施上の留意事項

その他実施に当たっての細目については、国民健康保険法の例によること。

4 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法（令和4年6月1日現在）

あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 施術

- （1）マッサージを行った場合 1局所につき 350円
- （2）温罨法を（1）と併施した場合 1回につき 125円加算
- （3）変形徒手矯正術を（1）と併施した場合 1肢につき 450円加算

注（1）マッサージの「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。

（2）温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、160円とするものである。

（3）変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。

（4）変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

2 往療

患者1人1回につき2,300円

- （1）往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
- （2）2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
- （3）片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- （4）往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。
- （5）往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 480円

注 施術報告書交付料を請求する施術費給付請求明細書には、施術者が記入した施術報告書の写しを添付すること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入すること。

4 実施上の留意事項

その他実施に当たっての細目については、国民健康保険の例によること。

5 はり・きゅうの施術料金の算定方法（令和４年６月１日現在）

1 施術

（１）初検料

- ア １術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 １，７８０円
- イ ２術（はり，きゅう併用）の場合 １，８６０円

（２）施術料

- ア １術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 １回につき １，５５０円
- イ ２術（はり，きゅう併用）の場合 １回につき １，６１０円

注 はり又はきゅうと併せて，施術効果を促進するため，それぞれ，はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針，電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は，電療料として１回につき３４円を加算する。

2 往療

患者１人１回につき２，３００円

注（１）往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は，２，５５０円とする。

（２）２戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第２位以下の患家に対する往療距離の計算は，当該施術所の所在地を起点とせず，それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

（３）片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（４）往療料は，歩行困難等，真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に，患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

（５）往療料は，治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合，単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については，往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 ４８０円

注 施術報告書交付料を請求する施術費給付請求明細書には，施術者が記入した施術報告書の写しを添付すること。

また，一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は，直前の当該支給に係る施術の年月を記入すること。

4 実施上の留意事項

その他実施に当たっての細目については，国民健康保険の例によること。

第3 指定助産機関及び指定施術機関に対する指導及び検査

1 指定助産機関及び指定施術機関に対する指導

旭川市では指定助産機関及び指定施術機関に対し、被保護者に対する援助の充実と自立助産に資するため、法による助産又は施術の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、出産扶助又は医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として、一般指導及び個別指導を行っています。

(1) 一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により実施します。

一般指導は、原則として、全ての指定助産機関及び指定施術機関が対象ですが、周知徹底を図る内容に応じて、一部の指定助産機関及び指定施術機関が選定される場合もあります。

(2) 個別指導

個別指導は、指導の対象となる指定助産機関及び指定施術機関において個別に面接懇談方式により行いますが、必要に応じ、指定助産機関及び指定施術機関の管理者又はその他の関係者に一定の場所に集合していただいて実施する場合があります。

指導の実施に当たっては、円滑な運営を図るため指定助産機関及び指定施術機関と連絡調整を行い、努めて助産又は施術に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定助産機関及び指定施術機関に文書で通知しますので、御協力をお願いします。

2 指定助産機関及び指定施術機関に対する検査

旭川市では指定助産機関及び指定施術機関に対し、被保護者に係る助産内容又は施術内容及び助産の請求又は施術の請求の適否を調査して助産及び施術方針を徹底し、出産扶助及び医療扶助の適正な実施を図ることを目的として、次のいずれかに該当する場合に検査を行います。

- (1) 助産内容又は施術内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき
- (2) 助産の請求又は施術の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき
- (3) 度重なる個別指導によっても助産内容及び施術内容又は助産の請求及び施術の請求に改善が見られないとき
- (4) 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき

検査は、被保護者の助産内容又は施術内容及び助産の請求又は施術の請求の適否その他出産扶助及び医療扶助の実施に関して、助産の請求の明細書又は施術の請求の明細書と助産録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。また、必要に応じ被保護者についての調査も併せて行います。

検査の実施に当たっては、円滑な運営を図るため指定助産機関及び指定施術機関と調整を行い、努めて助産又は施術に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定助産機関及び指定施術機関に文書で通知します。

3 検査後の措置等

検査の結果は、後日、文書によって通知されます。

行政措置	事 案
指定取消 又は 効力停止	(1) 故意に不正又は不当な助産若しくは施術を行ったもの (2) 故意に不正又は不当な助産の請求若しくは施術の請求を行ったもの (3) 重大な過失により、不正又は不当な助産若しくは施術をしばしば行ったもの (4) 重大な過失により、不正又は不当な助産の請求若しくは施術の請求をしばしば行ったもの
戒 告	(1) 重大な過失により、不正又は不当な助産若しくは施術を行ったもの (2) 重大な過失により、不正又は不当な助産の請求若しくは施術の請求を行ったもの (3) 軽微な過失により、不正又は不当な助産若しくは施術をしばしば行ったもの (4) 軽微な過失により、不正又は不当な助産の請求若しくは施術の請求をしばしば行ったもの
注 意	(1) 軽微な過失により、不正又は不当な助産若しくは施術を行ったもの (2) 軽微な過失により、不正又は不当な助産の請求若しくは施術を行ったもの

検査の結果、助産又は施術及び助産の請求又は施術の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には返還を求めます。

なお、指定取消、効力停止の処分に該当する認められた場合には、検査終了後、当該指定助産機関及び指定施術機関に対し聴聞又は弁明の機会の付与を行います。

生活保護法（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（医療扶助）

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（報告、調査及び検診）

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

3 第1項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

らない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(医療扶助の方法)

第34条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第2項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217条）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行ふことのできる範囲の施術については、第55条第1項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(医療機関の指定)

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるも

のの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第49条の3 第49条の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効

期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第68条第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第51条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第49条の2第1項、第2項（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。）及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第4号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指

定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第1号から第3号まで及び第5号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第6号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項7号から第9号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第54条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療保護施設への準用）

第55条の2 第52条及び第53条の規定は、医療保護施設について準用する。

（告示）

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
- 二 第50条の2（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第51条第1項（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第51条第2項（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

（大都市等の特例）

第84条の2 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

生活保護法施行令（抄）

（政令で定める機関）

第4条 法第49条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事

業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（法第49条の2第2項第3号に規定する政令で定める法律）

第4条の2 法第49条の2第2項第3号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。）、法第49条の3第4項、第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
- 三 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- 四 医師法（昭和23年法律第201号）
- 五 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 六 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 七 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- 八 医療法（昭和23年法律第205号）
- 九 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 十一 社会福祉法
- 十二 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- 十三 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
- 十四 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- 十六 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 十八 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 二十一 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- 二十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- 二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 二十六 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 二十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）
- 二十八 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）

二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）

三十 公認心理師法（平成２７年法律第６８号）

三十一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成２８年法律第１１０号）

三十二 臨床研究法（平成２９年法律第１６号）

（法第５１条第２項第８号に規定する政令で定める法律）

第４条の３ 法第５１条第２項第８項（法第５４条の２第５項及び第５５条第２項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第１２条の５第８項において準用する場合を含む。）

三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

四 栄養士法

五 医師法

六 歯科医師法

七 保健師助産師看護師法

八 歯科衛生士法

九 医療法

十 身体障害者福祉法

十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

十二 社会福祉法

十三 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）

十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

十五 薬剤師法

十六 老人福祉法

十七 理学療法士及び作業療法士法

十八 柔道整復師法

十九 社会福祉士及び介護福祉士法

二十 義肢装具士法

二十一 介護保険法

二十二 精神保健福祉士法

二十三 言語聴覚士法

二十四 発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）

二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

二十九 子ども・子育て支援法

三十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

三十一 国家戦略特別区域法（第１２条の５第７項の規定に限る。）

三十二 難病の患者に対する医療等に関する法律

三十三 公認心理師法

三十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

三十五 臨床研究法

(指定医療機関の指定の更新に関する読替え)

第4条の4 法第49条の3第4項の規定により健康保険法第68条第2項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関(第65条第2項の病院及び診療所を除く。)又は保険薬局」とあるのは「生活保護法第50条第1項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第49条の3第1項」と、「同条第1項」とあるのは「同法第49条の2第1項」と読み替えるとする。

(医療に関する審査機関)

第5条 法第53条第3項(法第55条の2において準用する場合を含む。)に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める特別審査委員会とする。

(出産扶助等に関する読替え)

第7条 法第55条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項	病院若しくは診療所又は薬局の開設者	助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師
第49条の2第2項第8号	医療	助産又は施術
第49条の2第3項	病院若しくは診療所又は薬局	助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師
第49条の2第3項第1号	医療	助産又は施術
第49条の2第3項第2号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	医療を	助産又は施術を
第50条	の医療	の助産又は施術
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号	第49条の2第2項第2号又は第3号
第51条第2項第5号	診療録	助産録
第51条第2項第9号	医療に	助産又は施術に
第54条第1項	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	診療録	助産録

生活保護法施行規則（抄）

（指定医療機関の指定の申請）

第10条 法第49条の2第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第6項の規定により申請を行う場合にあつては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
- 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名
- 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
- 四 法第49条の2第2項第2号から第9号まで（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する旨（以下「誓約事項」という。）

五 その他必要な事項

2 法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第4条各号に掲げるもの（以下「指定訪問看護事業者等」という。）を含む。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第六項の規定により申請を行う場合にあつては、第7号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等にあつては、当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
- 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その開設者の氏名
- 四 指定訪問看護事業者等にあつては、その開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 五 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その管理者の氏名
- 六 指定訪問看護事業者等にあつては、その管理者の氏名、生年月日及び住所
- 七 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨
- 八 誓約事項
- 九 その他必要な事項

3 法第49条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣による指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第1項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 4 法第49条の3第1項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（指定訪問看護事業者等を除く。）は、第2項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 5 法第49条の3第1項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする指定訪問看護事業者等は、第2項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間満了日を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 6 第1項から第4項までの規定による申請（第2項の規定による申請のうち指定訪問看護事業者等に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第65条第1項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとする場合には、当該指定の申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局（地方厚生局又は地方厚生支局に分室がある場合においては当該分室。以下「地方厚生局等」という。）を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）第3条第2項に規定する申請書により行うものとする。

（法第49条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第10条の2 法第49条の2第2項第4号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第54条第1項（第54条の2第4項において準用する場合も含む。）その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第10条の3 法第49条の2第2項第6号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、法第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第54条第1項（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設）

第10条の4 法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（厚生労働省で定める指定医療機関）

第10条の5 法第49条の3第4項で準用する健康保険法第68条第2項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第64条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第64条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日から

おおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

(指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

第10条の8 法第55条第2項において準用する第49条の2第1項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下「施術者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

二 誓約事項

三 その他必要な事項

2 前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない。

(標示)

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場合の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（指定訪問看護事業者等を含む。）又は薬局にあつては第10条第2項各号（第8号を除く。）に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第10条の6第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項（次項第1号において「届出事項」という。）とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定によ

る届出に係る書面に併記して行うものとする。

- 4 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第1項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第120条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退）

- 第15条 法第51条第1項（法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第79条第1項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第10条第1項の規定による申出に係る書面に併記して行うものとする。

（診療報酬の請求及び支払）

- 第17条 都道府県知事が法第53条第1項（法第55条の2において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36条）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

- 2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

指定医療機関医療担当規程

昭和 25 年 8 月 23 日	厚生省告示第 222 号
改正 昭和 26 年	厚生省告示第 193 号
平成 6 年	厚生省告示第 310 号
平成 12 年	厚生省告示第 213 号
平成 14 年	厚生労働省告示第 40 号
平成 14 年	厚生労働省告示第 323 号
平成 18 年	厚生労働省告示第 296 号
平成 20 年	厚生労働省告示第 170 号
平成 22 年	厚生労働省告示第 144 号
平成 25 年	厚生労働省告示第 385 号
平成 26 年	厚生労働省告示第 223 号
平成 27 年	厚生労働省告示第 195 号
平成 30 年	厚生労働省告示第 344 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条第 1 項に規定により，指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

（指定医療機関の義務）

第 1 条 指定医療機関は，生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか，この規程の定めるところより，医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第 2 条 指定医療機関は，保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第 3 条 指定医療機関は，患者から医療券を提出して診療を求められたときは，その医療券が，その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第 4 条 指定医療機関は，自己の定めた診療時間において診療するほか，患者がやむを得ない事情により，その診療時間に診療を受けることができないときは，患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第 5 条 指定医療機関が，患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは，速やかに，患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二 患者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」

とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和34年5月6日	厚生省告示第125号
改正 昭和48年	厚生省告示第39号
昭和58年	厚生省告示第34号
昭和59年	厚生省告示第170号
昭和63年	厚生省告示第11号
昭和63年	厚生省告示第111号
平成6年	厚生省告示第311号
平成7年	厚生省告示第27号
平成12年	厚生省告示第212号
平成12年	厚生省告示第250号
平成12年	厚生省告示第465号
平成14年	厚生労働省告示第129号
平成14年	厚生労働省告示第324号
平成18年	厚生労働省告示第589号
平成20年	厚生労働省告示第171号
平成27年	厚生労働省告示第195号
平成28年	厚生労働省告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第52条第2項（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和25年8月厚生省告示第212号）は、昭和33年12月31日限り廃止する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護

施設には適用しない。

- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の基本原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。
- 6 指定医療機関が健康保険の保健医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項（同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。）の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村（特別区を含む。）の区域に居住地（生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第3項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。）を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定の例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれの指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め）若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚

生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

- 8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第6項の規定は、これを適用しない。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（抄）

（目的）

第1条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
 - 二 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
- 2 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、法務大臣及び外務大臣と協議しなければならない。
- 3 この法律において「特定配偶者」とは、第13条第2項に規定する特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者をいう。
- 4 この法律において「永住帰国」とは、本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう。
- 5 この法律において「一時帰国」とは、親族の訪問、墓参りその他の厚生労働省令で定める目的で本邦に短期間滞在するために本邦に帰国することをいう。

（支援給付の実施）

第14条 この法律による支援給付（以下「支援給付」という。）は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

- 2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
 - 二 住宅支援給付
 - 三 医療支援給付
 - 四 介護支援給付
 - 五 その他政令で定める給付
- 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該特定配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）は、この限りでない。
 - 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。
 - 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。
 - 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他政令で定める法令の規定を適用する。
 - 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。